

配偶者等からの暴力の防止及び被害者の  
保護・自立支援に関する計画（第4次）

＜中間案＞

平成30年12月

京都府

# 目 次

## I 計画の改定にあたって

- 配偶者等からの暴力に対する基本的考え方
  - 1 改定の趣旨
  - 2 計画の位置付け
  - 3 計画の期間

1

## II 改定の視点

- 1 暴力を許さない社会の実現
- 2 被害者の状況に応じた継続的な支援の実施  
～危機介入から自立支援まで～
- 3 地域の実情・課題に応じた支援体制の確立
- 4 社会情勢の変化に応じた対策
- 5 関係機関等との連携協力体制の推進

3

## III 計画の体系

- 施策の体系

4

## IV 現 状

- 1 取組の経緯
- 2 DV の実態

6

## V 計画の内容

14

- 基本目標I DV 被害に気づく環境づくり
  - ◇ 重点目標1 暴力に苦しむ被害者に向けた情報提供
  - ◇ 重点目標2 被害者を理解し、孤立させないための気づきの促進
- 基本目標II 暴力を許さない意識・環境づくり
  - ◇ 重点目標3 暴力の未然防止及び抑止に向けた研修・啓発の強化
- 基本目標III 総合的な相談・保護体制の充実
  - ◇ 重点目標4 相談体制の充実・強化
  - ◇ 重点目標5 緊急保護の充実
  - ◇ 重点目標6 DV 家庭に育つすべての子どもへの支援
  - ◇ 重点目標7 外国人、障害のある人、高齢者の被害者への支援の充実及び男性被害者、加害者への対応
- 基本目標IV 自立のための継続的支援体制の確立及び関係機関の連携強化
  - ◇ 重点目標8 支援策の充実・強化
  - ◇ 重点目標9 生活の安定と心身回復へのサポート
  - ◇ 重点目標10 関係機関の連携強化
- 基本目標V 被害者の状況に応じた支援体制の推進
  - ◇ 重点目標11 民間支援団体との連携・支援
  - ◇ 重点目標12 都道府県間の広域連携体制の充実
  - ◇ 重点目標13 苦情処理体制の整備

## I 計画の改定にあたって

### 配偶者等からの暴力に対する基本的考え方

配偶者等\*からの暴力（ドメスティック・バイオレンス、以下「DV」という。）は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。

DVは、経済力の格差などの社会的・構造的問題を背景としているとともに、被害者は多くの場合女性であり、配偶者が暴力を加えることは個人の尊厳を害し、男女共同参画社会実現の妨げとなっています。

またDVは、その多くが外部から発見が困難な環境において行われるため、潜在化しやすく、しかも加害者に罪の意識が薄いという傾向にあります。

このため、周囲も気づかないうちに暴力がエスカレートし、被害が深刻化しやすいという特性があり、また、直接の被害者のみならず、家族、とりわけ子どもに対して心身の成長に深刻な影響を与えます。

このような状況の改善に向けては、配偶者等からの暴力を防止し、被害者の保護・自立支援に向けた不断の取組や子どもを含む同居者等への総合的支援が必要であり、人権の擁護と男女共同参画社会の実現を図ることが重要です。

※配偶者等：「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」  
(以下「DV防止法」という。)に定める「配偶者」だけではなく交際相手等も含みます。

### 1 改定の趣旨

2014年3月に改定した、京都府「配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・自立支援に関する計画」(計画期間：2014年度～2018年度)の改定にあたっては、現計画を基本に、被害者自身や周囲による被害への気づきを促進し、地域における身近な相談から保護・社会的自立までの切れ目のない支援の推進を図り、DVを容認しない社会のさらなる実現をめざすものです。

### (参考) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

2001年4月、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、DVの防止及び被害者の保護を図ることを目的として「DV防止法」(平成13年法律第31号)が制定されました。法が施行され、保護命令制度及び都道府県の配偶者暴力相談支援センター(以下「DV相談支援センター」という。)による相談や一時保護等の業務が開始されました。

その後、2004年5月には、DVの定義の拡大(身体的な暴力のみならず、精神的暴

力、性的暴力にも対象を拡大）、保護命令制度の拡充（退去命令の期間を2週間から2箇月に拡大、子どもへの接近禁止命令の発令）、DVの防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針並びに都道府県における施策の実施に関する基本的な計画の策定等を内容とする法改正が行われ、同年12月2日に施行されるとともに、基本方針が策定されました。

2007年7月には、保護命令制度の拡充（生命または身体に対する脅迫行為にも対象を拡大、被害者への接近禁止命令と併せて無言電話や連続しての電話、ファクシミリ、電子メール等の行為を禁止する保護命令の発令、被害者の親族等への接近禁止命令の発令）、基本計画の策定及びDV相談支援センター業務の実施について市町村の努力義務とすること等を内容とする法改正が行われ、2008年1月11日に施行されるとともに、併せて基本方針が見直されました。

2013年7月には、配偶者以外の交際相手からの暴力への対処及びその被害者の保護のあり方が課題であったことから、保護命令制度その他の施策の対象を拡大し、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及びその被害者についても、配偶者からの暴力及びその被害者に準じて、法の適用対象とする改正がされました。また、法律名が「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に改められ、併せて基本方針が見直されました。

## 2 計画の位置付け

- ・ 本計画は、DV防止法第2条の3第1項の規定に基づく基本計画として策定するものであり、併せて「京都府男女共同参画推進条例」に基づく計画としても位置付けるものです。
- ・ 本計画は、府におけるDV対策の基本的方向及び今後の取組を示すものです。
- ・ 市町村、関係機関、関係団体、そして府民一人ひとりにおいても、この計画の趣旨を踏まえ、DVを防止し、暴力を許さない社会を築くため積極的な取組が実施されることを期待するものです。

## 3 計画の期間

2019年度から2023年度までの5年間とします。

ただし、国における「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する基本的な方針」の見直しや、新たに盛り込むべき施策等が生じた場合には、必要に応じ見直すこととします。

また、この計画の取組を着実に進めるため、毎年、取組の進捗状況等の検証と評価を行うとともに、「京都府男女共同参画審議会」及び「配偶者等からの暴力に関するネットワーク京都会議」に報告し、公表します。

## II 改定の視点

### 1 暴力を許さない社会の実現

DVは単なる家庭内の問題ではなく、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であることについて、世代を問わず広く府民の理解を深め、DVを防止し暴力を許さない社会の実現、府民が日々安心して暮らせる京都府づくりを進めます。

### 2 被害者の状況に応じた継続的な支援の実施～未然防止から自立支援まで～

被害者の安全確保を最優先とし、被害者が抱える個別の状況・ニーズに即して、プライバシーに十分配慮しつつ、早期の相談、保護から社会的な自立に至るまでの継続的な支援を推進します。

DVは直接の被害者のみならず、家族、特に子どもに対して深刻な影響を及ぼすことから、必要に応じ同居者や加害者も含めた総合的な支援を実施するとともに、対応が困難な事象も増加しているため、相談や支援を担う人材育成や体制強化を進めます。

### 3 地域の実情・課題に応じた支援体制の確立

都市と農山漁村、歴史と産業が織りなす地域文化、少子高齢化の進行等地域の特性により、DVに対する認識や相談体制などの社会資源も異なることから、地域の特性を重視しながら、府と市町村がそれぞれの役割を担い、相互の協力により地域の実情・課題に応じた支援体制を確立します。

### 4 社会情勢の変化に応じた対策

ネット社会の急速な進展など社会情勢が変化する中、暴力事象の態様も変化し、データDVや児童虐待、ストーカー、リベンジポルノ等関連する事象の多様化や増加が見られることから、それらの関係機関が連携し、或いは一体となり防止対策や支援策を講じます。

### 5 関係機関等との連携協力体制の推進

被害者支援は、豊富なノウハウを持つ民間支援団体など幅広い関係機関、大学も含めた関係団体や地域との連携・協働が不可欠であり、また、被害者の安全確保のためには、行政区域を越えた広域対応も必要です。

生命を脅かす重大事案や多様なDV関連事象の発生に鑑み、加害者対応も含め警察との連携協力を推進するとともに、被害者の保護から自立までのより円滑な支援に向け、これらの関係機関と連携し、情報共有体制をさらに推進します。

### III 計画の体系

#### 基本目標 I DV被害に気づく環境づくり

##### 重点目標1 暴力に苦しむ被害者に向けた情報提供

- 〈被害者自らがDVに気づく啓発の実施〉
  - ①カード等の活用による、被害者自身への気づきを促す継続的な情報提供
  - ②被害者が参加する講習会等の活用による集中的な広報啓発の実施
  - ③市町村と連携した広報啓発強化期間の取組の実施
  - ④企業・団体等と連携した、より効果的な広報の展開
  - ⑤DV相談支援センター等相談機関の周知徹底
  - ⑥データDVに連携する事象の関係機関と連携した広報啓発（新規）

##### 重点目標2 被害者を理解し、孤立させないための気づきの促進

- 〈職務関係者・近親者による気づき、二次的被害の防止及び相談の勧奨〉
  - ①被害者の早期発見のための関係機関向け実践的対応マニュアルの定着
  - ②生活困窮や児童虐待等の背景にあるDV被害に気づき、相談機関へつなぐための働きかけ
  - ③被害者に接する機会がある、あらゆる職務関係者及び府民への啓発・研修等の実施
  - ④市町村と連携した広報啓発強化期間の取組の実施【再掲】
  - ⑤企業・団体等と連携した、より効果的な広報の展開【再掲】
  - ⑥DV相談支援センター等相談機関の周知徹底【再掲】
  - ⑦通報の趣旨の周知

#### 基本目標II 暴力を許さない意識・環境づくり

##### 重点目標3 暝の未然防止及び抑止に向けた研修・啓発の強化

- 〈年代(ターゲット)に応じた啓発による、あらゆる暴力を許さない意識の醸成〉
  - ①あらゆる世代に対して、互いを尊重する関係を築き、暴力を許さず、いのちを大切にする心を育む教育・研修の実施
  - ②年代に応じた暴力を許さない意識づくりやデータDVの啓発（新規）
  - ③あらゆる機会を通じて、保護者に対してDVの子どもに対する影響やデータDV等に関する情報提供及び啓発を実施
  - ④データDVに関する予防啓発の推進及び効果的な啓発手法の研究
  - ⑤地域において暴力を防止するための地域活動拠点等への啓発の実施
  - ⑥企業等職場におけるハラスメント講習等を活用した啓発の実施
- 〈加害者への対応〉
  - ①警察による指導・警告時等、加害行為への気づきを促す働きかけ
  - ②加害への気づきを促す情報提供
  - ③加害者にも被害者にもならないための更生プログラムの実施（新規）
  - ④データDVに連携する事象の関係機関と連携した広報啓発（新規）【再掲】
- 〈市町村の取組への働きかけ〉
  - ①DV基本計画策定の働きかけ及び支援

#### 基本目標III 総合的な相談・保護体制の充実

##### 重点目標4 相談体制の充実・強化

- 〈身近な相談窓口の設置〉
  - ①DVに悩むすべての方のための相談窓口の設置（拡充）
  - ②相談支援体制の充実（拡充）
  - ③SNS等を活用した相談の実施（新規）
- 〈市町村の相談窓口での相談体制の充実〉
  - ①市町村における相談窓口の明確化及び府内関係課の連携強化（市町村内ネットワークの構築）
  - ②「DV被害者支援マニュアル（相談）」の活用など市町村DV相談窓口への支援
  - ③市町村の相談員等に対する体系的な研修による人材育成（拡充）
  - ④市町村の困難事業等に対する助言等の実施（拡充）
  - ⑤市町村における住民基本台帳の閲覧等の制限に係る被害者の情報管理の徹底への働きかけ
- 〈DV相談支援センター等相談員の対応力強化〉
  - ①DV相談支援センターや保健所の相談員・ケースワーカーに対する体系的な研修の実施（拡充）
  - ②複雑・困難な事業等に対する外部専門家による指導・助言の実施
- 〈切れ目のない支援体制に向けた関係機関との連携強化〉
  - ①転居を伴う被害者への市町村間の連携による継続的支援の実施
  - ②府内市町村間での広域連携による相談窓口の充実
  - ③府、市町村、警察等相談窓口機関と民間支援団体等との連携強化による被害者の安全確保と確実な保護のための体制整備

##### 重点目標5 緊急保護の充実

- ①被害者の状況に応じたシェルター（一時保護機能）の確保と機能の拡充（拡充）
- ②市町村の緊急保護体制等確保に向けた働きかけ
- ③警察等との連携による被害者を保護する施設の防犯機能の強化
- ④被害者の移送方法の確立及びその安全対策の強化
- ⑤被害者の特性に応じたカウンセリングの充実
- ⑥警察との連携によるストーカー被害者への支援

### 重点目標6 DV家庭に育つすべての子どもへの支援

- ① DVが子どもに及ぼす影響について、地域で子どもに関わるあらゆる関係者に理解を促進
- ② 要保護児童対策地域協議会と連携した子どもへの支援の充実
- ③ 子どもの面前で暴力行為を行った保護者への指導支援の強化（新規）
- ④ 一時保護所での同伴児童に対する支援の充実（拡充）
- ⑤ 一時保護所を退所後も支援が受けられるよう避難先の市町村要保護児童対策地域協議会等と連携した切れ目のない子どもへの支援の充実
- ⑥ 保育所の優先随時入所や就学手続き等彈力的運用、加害者への対応等個人情報の適切な管理の徹底等の市町村等への働きかけ
- ⑦ 保育所・幼稚園、学校等における子どもの見守り・支援体制の充実

### 重点目標7 外国人、障害のある人、高齢者の被害者への支援の充実及び男性被害者、加害者への対応

- 〈外国人被害者への支援〉
  - ① 外国人支援団体と連携した相談対応の充実
  - ② 外国人被害者の母国語（翻訳）相談シートを活用した相談窓口での被害者支援
  - ③ 外国人被害者の母国語（翻訳）による支援制度や各種手続きの説明等を掲載したリーフレット等の作成
- 〈障害のある人や高齢者の被害者への支援〉
  - ① 障害者・高齢者の虐待相談窓口との連携強化
  - ② 障害者・高齢者施設等被害者に対応した一時保護委託の充実
- 〈男性被害者や加害者への対応〉
  - ① DVに悩むすべての方のための相談窓口の設置（拡充）【再掲】
  - ② 被害者の状況に応じたシェルター（一時保護機能）の確保と機能の拡充（拡充）【再掲】
  - ③ 警察による指導・警告等、加害行為への気づきを促す働きかけ【再掲】
  - ④ 加害者への気づきを促す情報提供【再掲】
  - ⑤ 加害者にも被害者にもならないための更生プログラムの実施（新規）【再掲】

## 基本目標IV 自立のための継続的支援体制の確立及び関係機関の連携強化

### 重点目標8 支援策の充実・強化

- ① 一時保護所退所時の母子生活支援施設等への自立支援計画の作成など継続的な支援の充実
- ② 「DV被害者支援マニュアル（自立支援）」による市町村の支援体制への支援
- ③ 市町村における被害者支援コーディネーター配置への働きかけ
- ④ 京都ジョブパーク等との連携強化による自立した生活へ向けた就労支援など、被害者一人ひとりの生活や状況に合わせた支援の充実（拡充）
- ⑤ 府営・市町営住宅を活用した被害者の居住支援の充実

### 重点目標9 生活の安定と心身回復へのサポート

- 〈被害者の生活の安定と心のケア〉
  - ① 専門的なカウンセリングや精神的治療による心理的ケアの充実
  - ② グループワーク、ピア・カウンセリングによる心理的ケアの充実
  - ③ ひとり親家庭自立支援センターやハローワーク、ジョブパークにおける母子家庭の母や単身の被害者を含めた就業支援・職業訓練施策の充実
  - ④ 地域における日常生活や同伴児童の養育を支援する地域サポートの充実
  - ⑤ 京都ジョブパーク等との連携強化による自立した生活へ向けた就労支援など、被害者一人ひとりの生活や状況に合わせた支援の充実（拡充）【再掲】
- 〈被害者や子どもを地域で見守る体制〉
  - ① 一時保護所退所後の被害者と子どもを含む家族に対する訪問支援の強化（拡充）
  - ② 被害者の社会的自立を身近な地域で支える「地域生活センター」の効果的な活用
  - ③ 地域母子会や民生児童委員等との連携による地域における被害者や子どもへの見守り・支援体制の充実

### 重点目標10 関係機関の連携強化

- ① 「配偶者等からの暴力に関するネットワーク京都会議」など関係機関の情報の共有化と被害者の相談、保護・社会的自立までの効果的かつ円滑な支援の実施のための連携・強化の充実
- ② 市町村におけるDV施策の推進・連携体制の整備への働きかけ
- ③ 行政機関と民間支援団体等との機能やノウハウを活かした連携強化

## 基本目標V 被害者の状況に応じた支援体制の推進

### 重点目標11 民間支援団体との連携・支援

- ① 被害者の状況に応じたシェルター（一時保護機能）の確保と機能の拡充（拡充）【再掲】
- ② 民間支援団体等職員への体系的な研修による人材育成（拡充）
- ③ 被害者への支援制度等、民間シェルター等への情報提供による支援

### 重点目標12 都道府県間の広域連携体制の充実

- ① 近隣府県との協議の実施や府県間の広域連携による効果的な被害者支援の実施

### 重点目標13 苦情処理体制の整備

- ① 苦情の迅速、適切な処理体制の整備についての市町村に対する働きかけ

## IV 現 状

### 1 取組の経緯

京都府では、婦人相談所においてDV関連の相談や一時保護を実施していましたが、DV防止法施行後は、DV相談支援センターを設置し、相談、保護、自立支援等の体制を整備するとともに、関係機関と連携した施策の総合的、効果的な推進を図ってきました。

さらに、2003年度からは、DVに特化した専門相談窓口を開設するとともに、自立支援のためのグループカウンセリングなどを実施する一方、DV相談支援センターにおいては、増加する被害者と同伴する子どもへの支援策の充実を図ってきました。

2006年には、「配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・自立支援に関する計画」（以下、「京都府DV計画」という。）を策定し、DV防止集中啓発事業を実施する中で、DVカードの設置や啓発講座の実施など相談に向けた情報提供、一時保護委託先の充実を含め民間支援機関等への支援強化等を図ってきたところです。

京都府DV計画改定（2009年3月）後は、2010年度に家庭支援総合センター及び北部・南部家庭支援センターを開設し、DVや児童虐待など家庭問題を総合的に相談・支援できる体制を確立、また将来にわたって被害者にも加害者にもならない、未然防止としてのデートDV（交際相手からの暴力）に関する予防啓発も強化してきました。

すべての市町村において、相談窓口が開設され、近隣市町村や関係機関とのネットワークが構築されるなど、被害者支援の取組が強化されました。

また、DV相談支援センター、相談支援機関、警察、福祉事務所、母子生活支援施設、民間支援機関との連携や民生児童委員を始めとする地域で活動する支援機関等との連携も進め、配偶者等からの暴力に関するネットワーク京都会議において、啓発、相談及び保護・自立支援における情報共有と効果的かつ円滑な切れ目のない支援の実施を図ってきたところです。

前回改定からの5年間で、相談窓口の認知度は向上しており、京都府内のDV相談支援センターへの相談件数も増加していますが、被害経験がある人の割合がDV、デートDVとともに増加しているほか、被害を受けても相談をしなかった人の割合が増加し、配偶者からのDVでは約8割にまで及んでいます※。支援を必要とする人に必要な情報が届くだけでなく、実際に相談につながるよう周囲のサポートも含めた啓発が重要であり、効果的な広報活動の検討や相談方法の工夫が求められます。

また、性暴力やストーカーといった多様なDV関連事象が発生しており、リベンジポルノ防止法の制定（2014年11月施行）、京都性暴力被害者ワンストップ相談支援センター（京都SARA、2015年8月開設）や京都ストーカー相談支援センター（KSCC、2017年11月開設）等により対応が図られてきていますが、今後、啓発における関係機関の連携体制の強化、きめ細やかな相談・保護から社会的自立に向けたサポートなど、より一層、市町村をはじめ、警察、大学や地域を含めた関係団体等と連携した取組と、一方では、被害者が地域で安全に生活するために、加害者に対する対策が求められています。

※2018年度京都府調査「配偶者等から暴力に関する調査」に基づく（相談件数以外）。

相談件数は、内閣府調査における京都府内の配偶者暴力相談支援センター分（京都府家庭支援総合センター、南部・北部家庭支援センター及び京都市DV相談支援センター）

## 2 DVの実態

（2018年版「男女共同参画白書」（内閣府）から抜粋）

### 【配偶者からの暴力についての被害経験】

内閣府「男女間における暴力に関する調査」（2017年）によると、これまでに結婚したことのある者のうち、配偶者（事実婚や別居中の夫婦、元配偶者も含む。）から「身体的暴行」、「心理的攻撃」、「経済的圧迫」又は「性的強要」のいずれかについて「何度もあった」とする者の割合は女性13.8%、男性4.8%、「1、2度あった」とする者の割合は女性17.5%、男性15.1%となっており、一度でも受けたことがある者の割合は、女性31.3%、男性19.9%となっている。

### 【配偶者間における暴力の被害者の多くは女性】

DV防止法の施行（2001年10月）後、警察が把握する配偶者からの暴力事案は増加を続けている。2017年に検挙した配偶者間（内縁を含む。）における殺人、傷害、暴行事件は7,064件、そのうち6,427件（91.0%）は女性が被害者となった事件である。

警察庁「2017年におけるストーカー事案及び配偶者からの暴力事案及び配偶者からの暴力事案等への対応状況について」によると、警察における配偶者からの暴力事案等の相談件数は、継続して増加しており、2017年は7万2,455件とDV防止法施行後最多となっている。

### 【DV相談支援センター等への相談件数】

2017年度に全国の配偶者暴力相談支援センターに寄せられた相談件数は10万6,110件であり、3年連続で10万件を超える高水準で推移している。

### 【保護命令の申立て及び発令状況】

DV防止法施行後から2017年12月末までに終局した保護命令事件は4万2,989件である。2017年に終局した事件のうち、保護命令が発令された件数は1,826件であった。そのうち被害者に関する保護命令のみ発令されたものは29.4%、「子」への接近禁止命令のみが発令されたものは38.3%、「子」と「親族等」への接近禁止命令が同時に発令されたものは、21.3%となっている。

## 「配偶者等からの暴力に関する調査」\* からみた府内の状況

### ※「配偶者等からの暴力に関する調査」

#### 1 調査方法

- (1) 調査地域 京都府全域（京都市を含む府内市町村）
- (2) 調査対象 府内在住の満20歳以上の男女2,000人（有効回答1,574人）
- (3) 調査方法 インターネット調査

京都府内のインターネット調査専用モニターの中から、満20歳以上の男女を地域毎に人口比に応じて割当

- (4) 調査期間 2018年6月29日～2018年7月9日

#### 2 回収結果

1,574人【内訳】男性787人、女性787人

#### 3 調査項目

- (1) 配偶者暴力防止法の認知度
- (2) 配偶者等からの暴力に関する考え方
- (3) 配偶者からの暴力の被害経験
- (4) 交際相手からの暴力の被害経験
- (5) 配偶者等からの暴力を見聞きした経験
- (6) 京都府の取組の認知度

※以降の（ ）内は、前回調査（2013年3月13日～2013年3月25日）の数値

#### 【配偶者や交際相手からの暴力の状況】

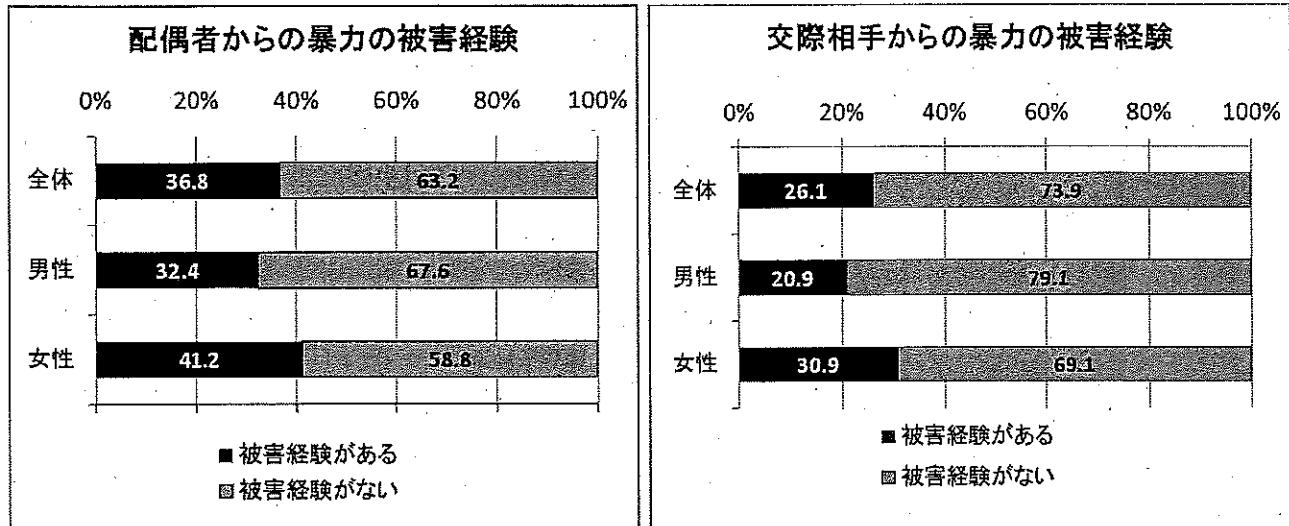
配偶者から暴力を受けたことがある女性は41.2%（37.2%）、男性は32.4%（21.7%）で、そのうち女性の46.9%（45.9%）、男性の28.2%（18.4%）が怪我をしたり、精神的不調をきたしており、女性の33.8%（37.0%）男性の18.7%（38.5%）が医師の診察等を受けています。また、子どもにも暴力や虐待が及んだケースが16.3%（10.0%）あります。

配偶者から暴力を受けても相手と別れなかった理由は、「別れるほどのことではないと思った」が最も多く47.6%（49.3%）[男性54.7%（65.7%）、女性40.7%（40.0%）]で、女性は「子どものことを考えた」40.7%（45.1%）、「経済的不安」33.9%（28.5%）も多くなっています。

また、交際相手から暴力を受けたことがある女性は30.9%、男性は20.9%で、そのうち女性の44.4%（49.7%）、男性の29.2%（27.5%）が怪我をしたり、精神的不調をきたしており、女性の42.9%（28.2%）、男性の36.9%（27.3%）が医師の診察等を受けたことがあります。

交際相手から暴力を受けても相手と別れなかった理由は、男性女性ともに「別れるほどのことではないと思った」が最も多く50.8%[女性42.9%、男性58.5%]で、次いで「自分が悪いのだと思っていた」18.8%[女性18.5%、男性19.0%]、「相手が謝って反省するので、変わってくれるのではないかと期待した」17.2%[女性15.4%、男性19.0%]となっています。

#### IV. 現状



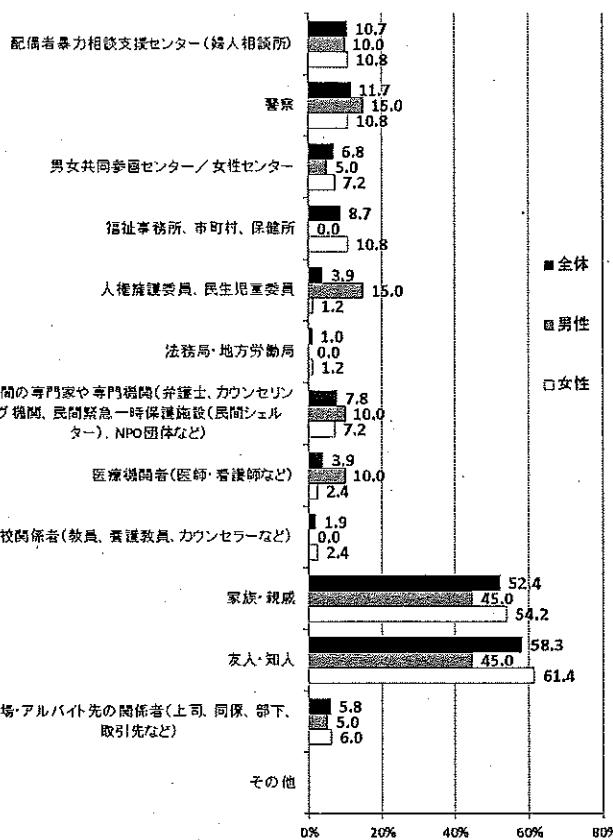
#### 【配偶者や交際相手から暴力を受けたときの相談状況】

配偶者等からの暴力の相談窓口の認知度は 78.7% (29.4%) ですが、相談窓口に相談する被害者は少ない状況にあります。

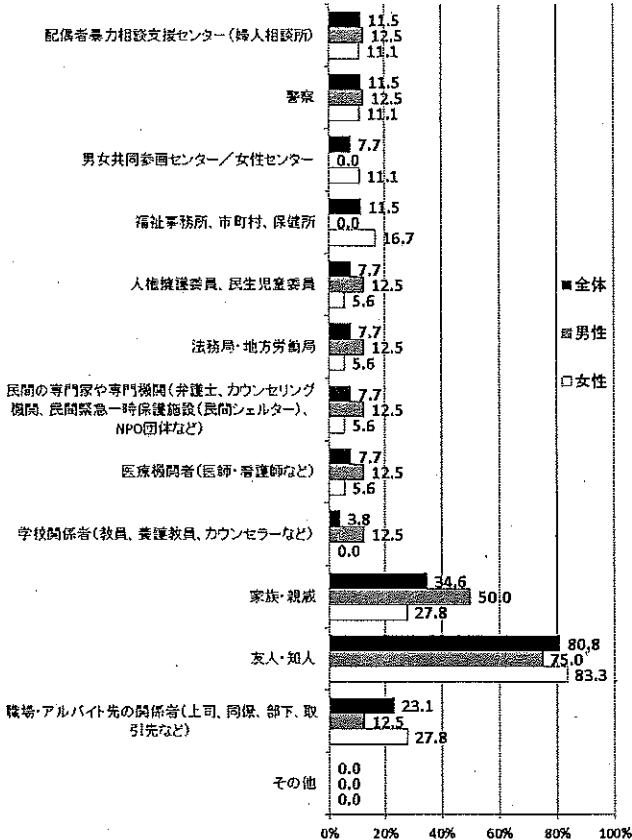
配偶者から暴力を受け被害相談したのは 23.8% (35.0%) で、相談先は、「友人・知人」58.3% (59.3%) 「家族・親戚」52.4% (64.3%) などとなっています。どこにも相談しなかった人が 76.2% (65.0%) [男性 89.6% (85.8%)、女性 65.4% (53.7%)] で、その理由は、「相談するほどのことではないと思った」が 35.3% (66.5%) で最も多く、次いで「相談しても無駄だと思った」32.2% (20.8%)、「自分にも悪いところがあると思った」22.2% (28.8%) の順に高くなっています。

また、交際相手から暴力を受け被害相談したのは 20.3% (40.4%) で、相談先は、「知人・友人」80.8% で、「家族・親戚」34.6% など、身近な人が多くなっています。どこにも相談しなかった人が 79.7% (59.6%) [男性 87.7% (72.5%)、女性 71.4% (55.9%)] で、その理由は、「相談するほどのことではないと思った」が 49.0% (44.0%) [男性 59.6%、女性 35.6%]、次いで「相談しても無駄だと思った」36.3% (28.4%) [男性 36.8%、女性 35.6%]、「どこ（だれ）に相談してよいかわからなかった」25.5% (16.5%) [男性 24.6%、女性 26.7%] の順で多くなっています。

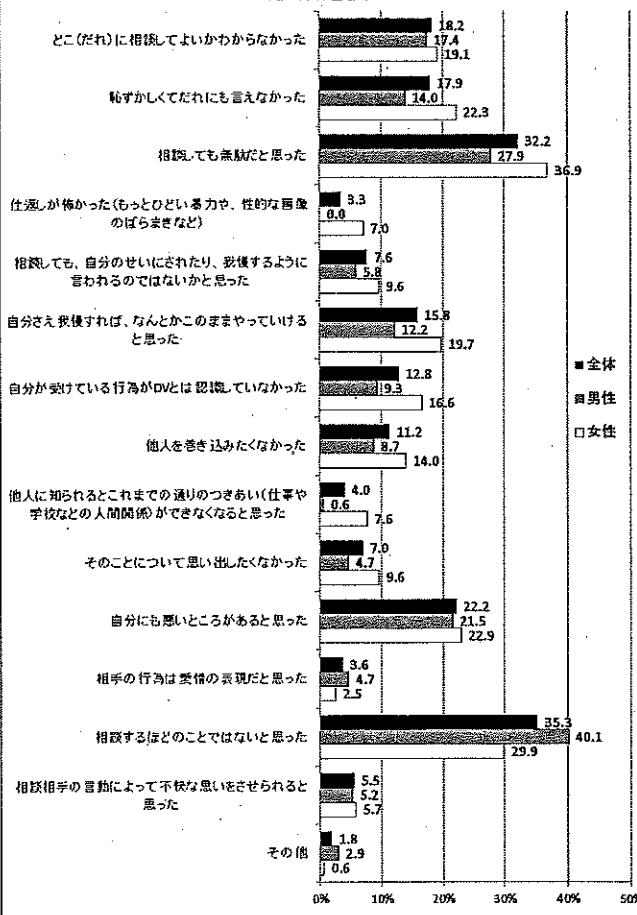
### 配偶者から暴力を受けたときの相談先 (複数選択)



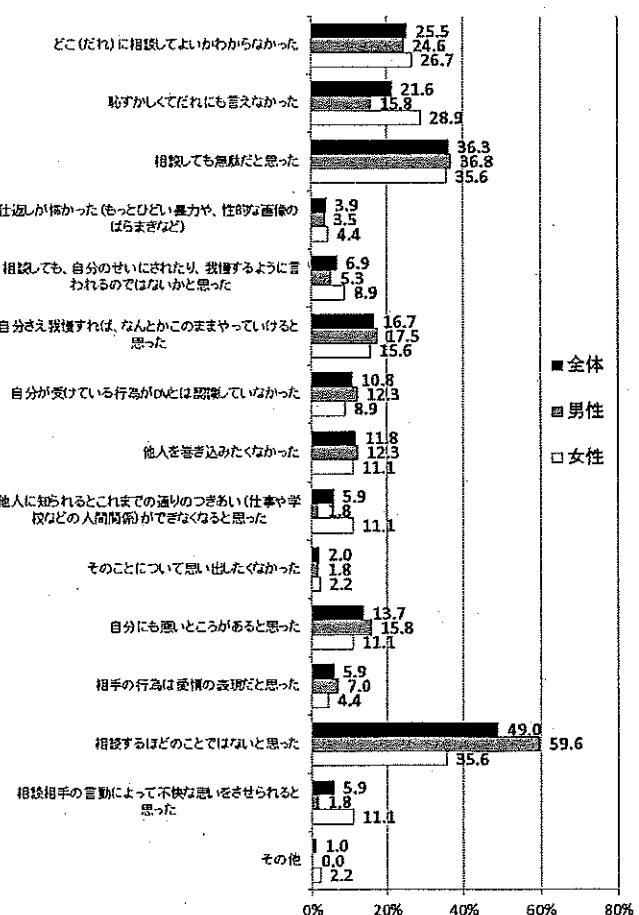
### 交際相手から暴力を受けたときの相談先 (複数選択)



### 配偶者から暴力を受けたとき相談しなかった理由 (複数選択)

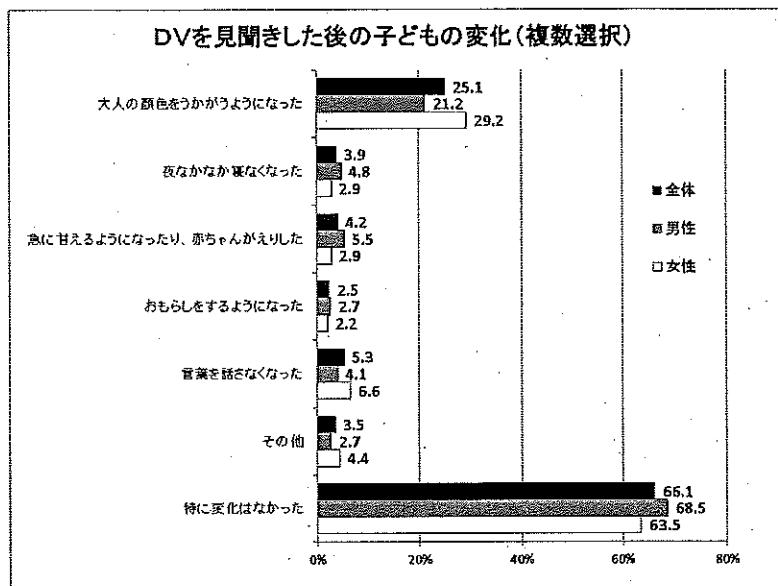


### 交際相手から暴力を受けたとき相談しなかった理由 (複数選択)



### 【DVの子どもへの影響】

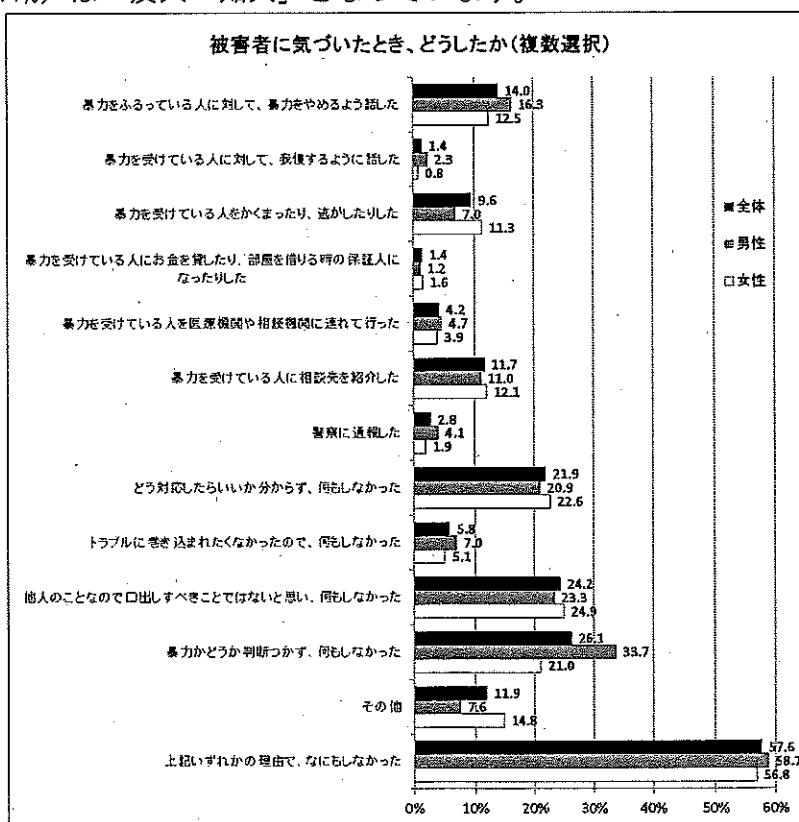
子どもの前での暴力等（夫婦げんか等）が児童虐待に当たることを知っている認識度は 44.1% であり、子どもの DV 認知度には、「子どもは見たことがある」が 39.6% (27.9%) で最も高く、子どもが DV を認知している（「見たことがある」と「見たことはないが、音や声、様子から知っていた（知っている）」の合計）は 54.1% (43.2%)、DV を見聞きした後の子どもの変化については、「特に変化はなかった」が 66.1% (75.6%) と高いが、次に「親の顔色をうかがうようになった」が 25.1% (16.5%) となっています。



### 【被害者の周囲の人の対応】

配偶者や交際相手からの暴力の被害者が周囲にいると答えたのは 13.1% (10.6%) で、その被害者の 66.0% (64.4%) は「友人・知人」となっています。

被害者に気づいたとき、加害者に暴力をやめるように話した人が 14.0% (14.2%)、被害者に相談先を紹介した人が 11.7% (10.3%) で、57.6% (55.0%) が「どうしたらいいかわからない」「口出しするべきではない」などの理由で「何もしなかった」と回答しました。また、警察に通報した人は 2.8% (1.8%)、被害者に「我慢するように話した」人が 1.4% (同) ありました。



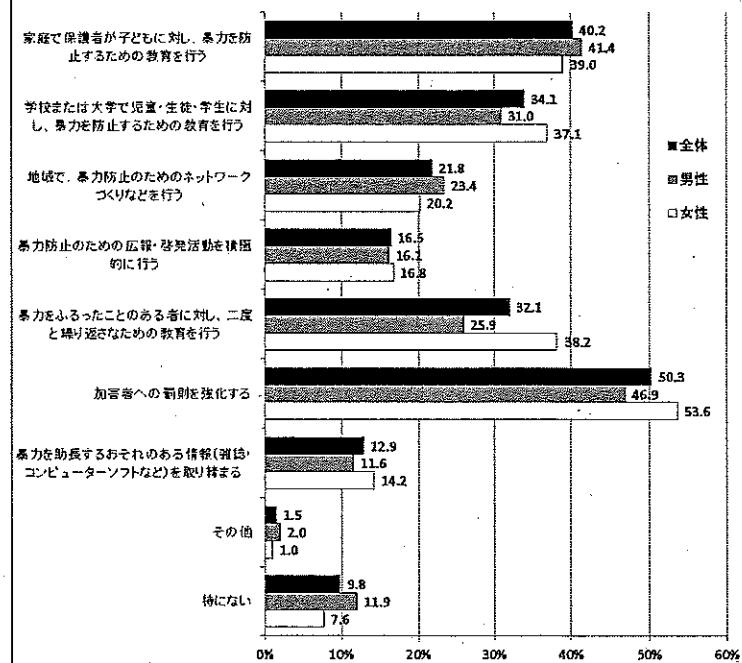
## 【配偶者や交際相手からの暴力の防止や被害者の支援のために必要な施策】

配偶者や交際相手への暴力を防止するために必要な施策は、「加害者への罰則を強化する」50.3%、「家庭で保護者が子どもに対し、暴力を防止するための教育を行う」40.2%、「学校または大学で児童・生徒・学生に対し、暴力を防止するための教育を行う」34.1%の順に高くなっています。

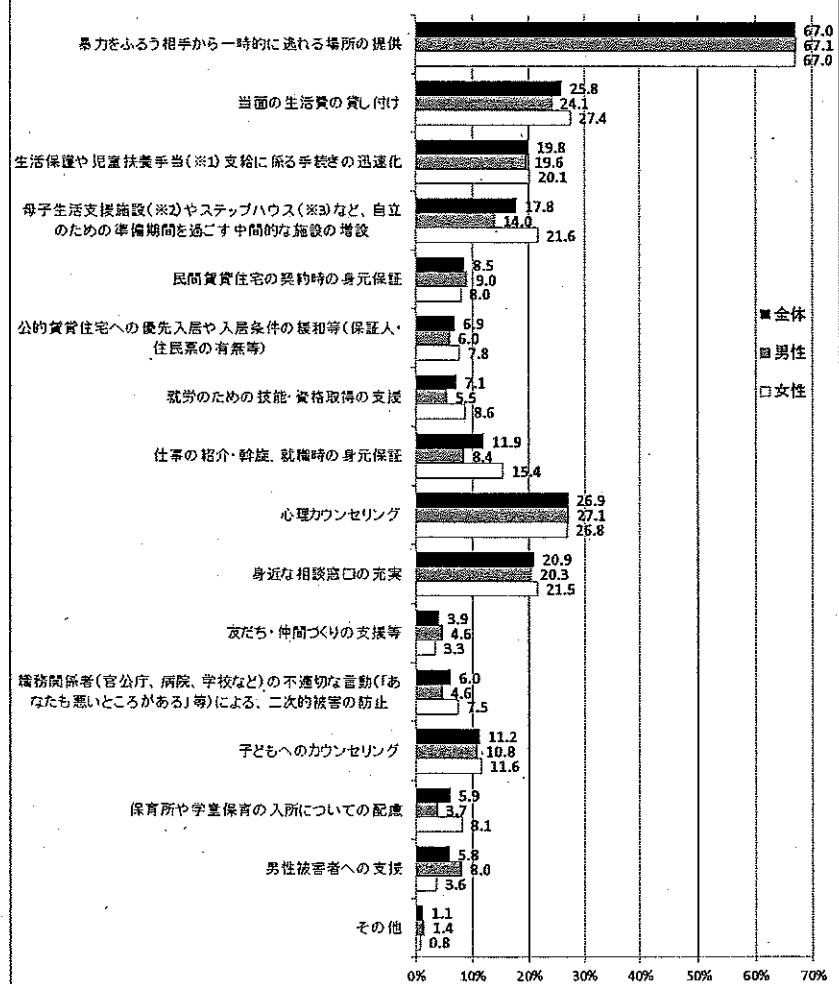
被害者への支援のために必要な施策としては、「一時保護する場所の提供」67.0%、「心理カウンセリング」26.9%、「当面の生活費の貸し付け」25.8%の順に高くなっています。

京都府の施策の認知度については、「パープルリボンキャンペーン（市町村街頭啓発・パープルライトアップ）」が26.0%、「京都府配偶者暴力相談支援センターでのDV専門相談、民間団体との連携による一時保護等」が18.9%でした。

配偶者や交際相手への暴力を防止するためには必要な施策  
(3つまで)



被害者への支援のために必要な施策(3つまで)



## 相談件数等の推移

### ①DV相談支援センター

(家庭支援総合センター、南部・北部家庭支援センター及び京都市DV相談支援センター)

	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度
相談件数	5,087	5,172	5,638	5,373	5,964
女性	4,985	5,121	5,573	5,348	5,882
男性	102	51	65	25	82
増加率(%)	8.4	1.7	9.0	▲ 4.7	11.0
うち市DV相談支援センター	2,383	2,282	2,970	2,656	3,437
交際相手からの暴力による相談件数	273	219	153	123	76
うち市DV相談支援センター	154	149	115	84	31
DVによる一時保護	94	107	110	77	84
DVによる一時保護 同伴児童	113	118	127	85	92

\* 内閣府調査(被害者本人からの相談のみが対象:夫、元夫、内縁、元内縁)

### ②京都府男女共同参画センター

	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度
全相談件数	3,171	3,664	2,923	2,826	2,747
うちDV関係	225	231	241	144	58
割合	7.1%	6.3%	8.2%	5.1%	2.1%

\* 全相談件数:一般相談、フェミニストカウンセリング、法律相談、労働相談

### ③京都府警察本部

#### ●DV事案検挙状況

	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度
罪名/件数	87	127	131	109	114
殺人(未遂含む)		5	2	5	4
傷害致死					
逮捕監禁		1	1		
強要未遂		1			
強盗		1			
強制わいせつ					
傷 害	51	68	57	51	63
暴 行	26	34	55	40	38
脅 迫	1	5	5		3
器物損壊	2	1	1	1	2
恐 喚	1				
住居侵入	1	3		2	1
強姦(強姦致傷含む)		1	1	1	
DV法保護命令違反	4	2	5	3	1
放 火					
迷防条例違反		1			
銃刀法		3	3	2	
略取誘拐					
覚せい剤取締法違反		1			
暴力行為等処罰に関する法律違反				3	1
ストーカー規制法違反					1
軽犯罪法違反	1				
不正アクセス			1		
公務執行妨害				1	

### ④京都地方裁判所

#### ●保護命令事件処理状況[新受件数]

	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度
全国合計	2,991	3,121	2,958	2,648	2,280
対前年増減比(%)	▲ 4.9	4.3	▲ 5.2	▲ 10.5	▲ 13.9
京都地方裁判所	78	69	73	65	64
対前年増減比(%)	1.3	▲ 11.5	5.8	▲ 11.0	▲ 1.5

## V 計画の内容

### 基本目標 I DV被害に気づく環境づくり

#### 重点目標 1 暴力に苦しむ被害者に向けた情報提供

##### 【現状と課題】

被害者が立ち寄る可能性のある場所への、相談窓口の情報を掲載したDV防止啓発カードの配備や、街頭啓発キャンペーンの実施、講演会の開催やチラシなどによる広報啓発等、DVをなくす啓発期間（11/12～25）を中心とした集中的な広報啓発を実施してきました。

DV相談支援センターへの相談件数は増加傾向で、2017年度には過去最多となりました。

一方で、2018年度に京都府が実施したアンケート調査結果においても、配偶者からの暴力について「だれ（どこ）にも相談しなかった」と回答した割合は76.2%で、5年前に実施したアンケート調査と比較し、11.2ポイント増加しています。

また、相談した人の相談先は、配偶者からのDVでは「友人・知人」「家族・親戚」の順に多く、デートDVでは、「友人・知人」が約8割で最も多く、「家族・親戚」「職場・アルバイト先の関係者」の順で続いています。

暴力に苦しむ被害者が安心して相談機関に相談できるために、市町村・企業・団体等あらゆる機関と連携し、被害者自身に気づきを促す情報の提供や、身近な相談先からつながる専門の相談機関の周知等きめ細やかな広報啓発を一層進める必要があります。

##### <アンケート調査から>

- 配偶者や交際相手から受けた行為について、誰かに打ち明けたり、相談したりしましたか。  
→「どこ（だれ）にも相談しなかった」
  - ・配偶者からのDV：76.2%（前回調査：65.0%）
  - ・デートDV：79.7%（59.6%）
  
- どこ（だれ）かに相談した場合の相談先（複数回答可）
  - ・配偶者からのDV：「友人・知人」58.3%（59.3%）  
「家族・親戚」52.4%（64.3%）  
「職場・アルバイト先の関係者」5.8%
  - ・デートDV：「友人・知人」80.8%（86.5%）  
「家族・親戚」34.6%（41.9%）  
「職場・アルバイト先の関係者」23.1%

【今後の取組】被害者自らがDVに気づく啓発の実施	関係部局
① カード等の活用による、被害者自身への気づきを促す継続的な情報提供 被害への気づきを促すため、チェックリストやDV行為の例をカード・チラシ等で周知します。	府民生活部
② 被害者が参加する講習会等の活用による集中的な広報啓発の実施 育児講座、防犯教室等の被害者が参加する講座において、DVの広報を実施します。	府民生活部
③ 市町村と連携した広報啓発強化期間の取組の実施 DVをなくす啓発期間における街頭啓発や町内会回覧板等での周知啓発により、地域における暴力を許さない意識の醸成を推進します。	府民生活部
④ 企業・団体等と連携した、より効果的な広報の展開 企業等と連携し、情報誌やメディア等の活用により、多くの府民に情報が届く広報を実施するほか、企業等内部での啓発や研修の実施を推進します。	府民生活部
⑤ DV相談支援センター等相談機関の周知徹底 カード・チラシ等に相談支援機関の情報を明示し、周知を徹底します。	府民生活部 健康福祉部
⑥ デートDVに関連する事象の関係機関と連携した広報啓発（新規） ストーカー、リベンジポルノ等のデートDVに関連する事象の関係機関が参加するプラットフォームを設置し、一体として効果的な広報啓発を実施します。	府民生活部 健康福祉部 教育委員会 警察本部

## 重点目標 2 被害者を理解し、孤立させないための気づきの促進

### 【現状と課題】

民生児童委員をはじめとする各種団体の会員等、被害者に接する可能性のある職務関係者をはじめ、府民に対する研修・講演等を開催し、DVの理解を促進するとともに、被害者への適切な対応を周知する啓発を実施してきました。

アンケート調査の結果では、友人や知人の被害を見聞きしたが「何もしなかった」と回答した人が57.6%（前回調査：55.0%）と、依然として高い割合になっており、被害防止のための積極的な行動にはつながっていません。

被害者の76.2%がどこにもだれにも相談しておらず、その理由としては、「相談するほどのことではないと思った」が配偶者からのDVで35.3%、デートDVで49.0%となっており、ともに最も高くなっています。また、「相談しても無駄だと思った」が配偶者からのDVで32.2%、デートDVで36.3%となっており、ともに5年前に比べて約10%増加しています。

二次的被害により、被害者が孤立感を深めたり、相談機関へ相談する気力をなくしてしまう可能性も高く、周囲が暴力に気づき、被害者の孤立を防ぐとともに、適切に相談機関への相談を勧められるよう、あらゆる府民のDVに対する理解を促す取組と併せ、被害者の早期発見に関わるあらゆる機関（福祉施設、教育機関、消防（救急）等）や地域ネットワーク（児童福祉法に基づく要保護児童対策地域協議会や犯罪被害者サポートチーム等）との連携・協力が不可欠です。

### <アンケート調査から>

- 暴力を受けている（かもしれない）ことに気づいて、あなたはどうしましたか。  
(複数回答可)
- ・ いずれの行動もとらなかった人の主な理由
    - 「暴力かどうか判断つかず、何もしなかった」 26.1% (前回調査:18.1%)
    - 「他人のことなので口出しするべきでないと思い、何もしなかった」 24.2% (25.0%)
  - ・ いずれかの行動をとった場合の主な内容
    - 「暴力をふるっている人に対して、暴力をやめるように話した」 14.0% (14.2%)
    - 「暴力を受けている人に相談先を紹介した」 11.7% (10.3%)
- どこ（だれ）にも相談しなかったのはなぜですか。
- ・ 配偶者からのDV : 「相談するほどのことではないと思った」 35.3% (66.5%)
    - 「相談しても無駄だと思った」 32.2% (20.8%)
  - ・ デートDV : 「相談するほどのことではないと思った」 49.0% (44.0%)
    - 「相談しても無駄だと思った」 36.3% (28.4%)

【今後の取組】職務関係者・近親者による気づき、二次的被害の防止及び相談の勧奨	関係部局
① 被害者の早期発見のための関係機関向け実践的対応マニュアルの定着 被害者を発見しやすい立場にある関係機関向けに、通報等の対応方法、相談支援機関の情報等をまとめたマニュアルに基づく対応周知を徹底します。	府民生活部
② 生活困窮や児童虐待等の背景にあるDV被害に気づき、相談機関へつなぐための働きかけ DV以外の相談窓口においても被害に気づき、相談窓口へつなぐことができるよう、市町村等の職員への研修を実施します。	府民生活部 健康福祉部
③ 被害者に接する機会がある、あらゆる職務関係者及び府民への啓発・研修等の実施 関係機関で実施される研修や府民に対する出前講座等、あらゆる機会を捉えてDVの啓発を実施します。	府民生活部 健康福祉部
④ 市町村と連携した広報啓発強化期間の取組の実施【再掲】	府民生活部
⑤ 企業・団体等と連携した、より効果的な広報の展開【再掲】	府民生活部
⑥ DV相談支援センター等相談機関の周知徹底【再掲】	府民生活部 健康福祉部
⑦ 通報の趣旨の周知 DV防止法におけるDVの発見者による通報の努力義務規定を、府民に対して周知します。	府民生活部

## 基本目標Ⅱ 暴力を許さない意識・環境づくり

### 重点目標3 暴力の未然防止及び抑止に向けた研修・啓発の強化

#### 【現状と課題】

高校生・大学生等に対して、将来にわたってDVの被害者にも加害者にもなることのないよう、啓発冊子を作成し、授業での活用や、成人式等での配布など啓発を推進してきましたが、デートDVやストーカー、リベンジポルノ等の関連事象への対応のためには、就学前から互いを尊重し、暴力を許さず、いのちを大切にする意識の醸成が必要です。

また、それら低年齢時からの教育・意識づくりと同時に、保護者に対しても、DVの子どもに対する影響やデートDV等に関する情報提供及び啓発を実施する必要があります。

さらに、暴力を許さない意識の醸成のため、地域団体や企業とも連携したDVの周知啓発が必要であるとともに、被害者が地域で安全に生活するため、加害者に対する再発防止のための取組が求められます。

併せて、市町村におけるDV基本計画の策定（他の市町村計画の策定・改定時の一体的な策定）に際し、市町村に対する助言や情報提供を行うとともに、他の分野の計画等においても、DV防止、被害者保護の趣旨が踏まえられるよう働きかける必要があります。

#### <アンケート調査から>

- 交際相手から次のようなことをされたことがありますか。（「なぐったり、けつたり、物を投げつけられたり、突き飛ばしたりするなどの身体に対する暴力を受けた」、「人格を否定するような暴言や、自分もしくは家族に危害が加えられるのではないかと恐怖を感じるような脅迫、何を言っても無視するなどの精神的な嫌がらせを受けた」他）
  - ・ 26.1%（前回調査:12.6%）が、いずれかの暴力を受けたことが「あった」と回答
- 交際相手から受けた行為によって命の危険を感じたことがありますか。
  - ・ 11.7%（17.5%）が「命の危険を感じた」と回答
- 交際相手から行為を受けたとき、どうしましたか。
  - ・ 26.3%（27.3%）が「別れようと思ったが別れなかつた（別れていない）」、  
19.8%（26.2%）が「別れようと思わなかつた（思っていない）」と回答

【今後の取組】年代（ターゲット）に応じた啓発による、あらゆる暴力を許さない意識の醸成	関係部局
① あらゆる世代に対して、互いを尊重する関係を築き、暴力を許さず、いのちを大切にする心を育む教育・研修の実施 人権教育等において、その発達段階に応じた教育・研修を実施します。	府民生活部 文化スポーツ部 健康福祉部 教育委員会

② 年代に応じた暴力を許さない意識づくりやデートDVの啓発（新規） 心身の発達段階ごとに相応しい方法での暴力を許さない意識づくりや、小学生・中学生からのデートDVの啓発を実施します。	府民生活部 文化スポーツ部 健康福祉部 教育委員会
③ あらゆる機会を通じて、保護者に対してDVの子どもに対する影響やデータDV等に関する情報提供及び啓発を実施 DVと児童虐待の関連やデートDVの現状等についての啓発を行います。	府民生活部 文化スポーツ部 健康福祉部 教育委員会
④ デートDVに関する予防啓発の推進及び効果的な啓発手法の研究 冊子等を活用した予防啓発をさらに推進するとともに、大学生等当事者視点でのより効果的な啓発手法について研究を行います。	府民生活部 文化スポーツ部 教育委員会
⑤ 地域において暴力を防止するための地域活動拠点等への啓発の実施 地域活動団体等と連携し、DVやデートDVに関する啓発を実施します。	府民生活部
⑥ 企業等職場におけるハラスメント講習等を活用した啓発の実施 職場での人権研修やコミュニケーション能力向上を目的とした研修等の機会を捉えて、企業等におけるDVに対する理解を促します。	府民生活部 商工労働観光部

【今後の取組】加害者への対応		関係部局
① 警察による指導・警告時等、加害行為への気づきを促す働きかけ 加害者に対し、DV行為を行っていることの気づきを与える指導・警告をするなど、暴力を抑止する働きかけを行います。		警察本部
② 加害への気づきを促す情報提供 チェックリストやDV行為の例を掲載したチラシ等により、加害への気づきを促します。		府民生活部
③ 加害者にも被害者にもならないための更生プログラムの実施（新規） 被害者支援の一環として、加害者の抱える経験等を踏まえ、加害者にも被害者にもならないよう、加害者自らが加害に気づき、加害を繰り返さないための更生プログラムを実施します。		府民生活部 健康福祉部
④ デートDVに関連する事象の関係機関と連携した広報啓発（新規）【再掲】		府民生活部 健康福祉部 教育委員会 警察本部

【今後の取組】市町村の取組への働きかけ		関係部局
① DV基本計画策定の働きかけ及び支援 DV基本計画未策定の市町村や、市町村の男女共同参画計画の策定・改定に向けての助言や情報提供を行います。		府民生活部

## 基本目標Ⅲ 総合的な相談・保護体制の充実

### 重点目標 4 相談体制の充実・強化

#### 【現状と課題】

2010年度に家庭支援総合センターを中心に北部・南部家庭支援センターと連携し、女性・児童・障害部門等総合的な専門相談体制を整備するとともにそれぞれのセンターをDV相談支援センターと位置づけ、相談機能を強化しました。

京都市DV相談支援センターの設置（2011年度）や府内全市町村に相談窓口が設置されるなど市町村の相談窓口も整備されてきています。

相談機能の強化に伴い、相談窓口に寄せられる相談件数は増加し、相談内容も多様化・複雑化していることから、DV相談支援センターの専門性の向上や被害者の身近な相談窓口である市町村の相談体制のさらなる充実が求められています。

また、男性からの相談も一定数存在しており、性別等に関わらずDVに悩むすべての方のための相談窓口の設置が必要です。

#### <アンケート調査から>

- 被害者への支援策として必要なもののうち相談体制に係る回答（複数回答可）

- ・ 主な回答は、「心理カウンセリング」26.9%
- 「身近な相談窓口の充実」20.9%
- 「男性被害者への支援」5.8%

【今後の取組】身近な相談窓口の設置	関係部局
① DVに悩むすべての方のための相談窓口の設置（拡充） DV相談支援センターにおいて、性別に関わらずDVに悩むすべての方のための相談窓口を設置します。	府民生活部 健康福祉部
② 相談支援体制の充実（拡充） 仕事帰りにも来所相談を受けられよう家庭支援総合センターの来所相談時間を延長するとともに、必要に応じたアウトリーチによる支援を実施します。	健康福祉部
③ SNS等を活用した相談の実施（新規） 家庭支援総合センターにおいて、SNS等を活用した相談を実施し、若年層をはじめ多様な方が相談しやすい体制を構築します。	府民生活部 健康福祉部

【今後の取組】市町村の相談窓口での相談体制の充実		関係部局
① 市町村における相談窓口の明確化及び庁内関係課の連携強化（市町村内ネットワークの構築） 被害者の最も身近な行政機関である市町村の相談窓口を明確にするとともに、迅速で効果的な被害者支援に向け、関係課等が一体となった市町村内ネットワークの構築を働きかけます。		府民生活部 健康福祉部
② 「DV被害者支援マニュアル（相談）」の活用など市町村DV相談窓口への支援 市町村の相談窓口での様々なニーズに対応する「DV被害者支援マニュアル（相談）」を作成し、円滑な相談業務を支援します。		健康福祉部
③ 市町村の相談員等に対する体系的な研修による人材育成（拡充） 市町村の相談員等に対し、DVへの理解を深める基礎的研修から、法制度や多様な被害者への対応等の専門的研修まで体系的に行うことで、面前DVへの対応など身近な相談窓口における対応力の向上を図ります。		健康福祉部
④ 市町村の困難事案等に対する助言等の実施（拡充） 多様な相談、困難事案や複雑な事案に対して、家庭支援総合センター相談員等が助言を行うことで、円滑な対応を支援します。		健康福祉部
⑤ 市町村における住民基本台帳の閲覧等の制限に係る被害者の情報管理の徹底への働きかけ 住民基本台帳の閲覧等の制限手続きが適切に行えるよう、相談共通シートの活用や窓口の一元化等による被害者の情報管理の徹底を働きかけます。		健康福祉部

【今後の取組】DV相談支援センター等相談員の対応力強化		関係部局
① DV相談支援センターや保健所の相談員・ケースワーカーに対する体系的な研修の実施（拡充） DV相談支援センターや保健所の相談員・ケースワーカー等専門的立場から関わる者に対し、より専門的な研修を行うことで、法的対応力や個別ケースに寄り添った相談対応が行えるよう資質の向上を図ります。		健康福祉部
② 複雑・困難な事案等に対する外部専門家による指導・助言の実施 家庭支援総合センターにおける複雑・困難な事案に対し、外部専門家（医師や弁護士等）からの指導・助言による対応力の強化を行います。		健康福祉部

【今後の取組】切れ目のない支援体制に向けた関係機関との連携強化		関係部局
① 転居を伴う被害者への市町村間の連携による継続的支援の実施 転居を伴う被害者に対しては、市町村間の連携による切れ目のない支援体制の構築を働きかけます。		健康福祉部
② 府内市町村間での広域連携による相談窓口の充実 居住地以外の相談窓口にも気軽に相談できるよう、相談窓口や相談時間等を他市町村の広報誌にも掲載する等、福祉圏域での市町村の広域連携を進めるよう働きかけます。		健康福祉部
③ 府、市町村、警察等相談窓口機関と民間支援団体等との連携強化による被害者の安全確保と確実な保護のための体制整備 府、市町村、警察等相談窓口機関と民間支援団体等との連携を強化し、被害者の状況に応じた的確な相談対応に加え、安心・安全で迅速な保護の確保の充実を行います。		健康福祉部 警察本部

## 重点目標5 緊急保護の充実

### 【現状と課題】

家庭支援総合センターでは、夜間休日を含む24時間体制で、警察や市町村、福祉事務所等との緊密な連携・協力により被害者の安心・安全を図りながら、迅速な保護を実施していますが、被害者の状況に応じたシェルター（一時保護機能）の確保や市町村との連携による緊急一時保護体制の充実、警察との連携による安全対策のさらなる充実が必要です。

また、心に深い傷を負った被害者に対しては、一時保護期間中からのカウンセリングや医療機関との連携など、被害者の特性に応じた支援を実施していますが、被害者の状況の改善に向け、退所後においても継続した心のケアの充実が必要です。

### ＜アンケート調査から＞

- 配偶者等から暴力を受けたことがありますか。
  - ・女性では41.2%（前回調査:37.2%）、男性では32.4%（21.7%）が「暴力を受けたことがあつた」と回答。そのうち女性の46.9%、男性の28.2%が「けがをしたり精神的不調をきたした」と回答
- 緊急保護について被害者への支援策としてどのようなことが必要と考えますか。  
(複数回答可)
  - ・「暴力をふるう相手から一時的に逃れる場所の提供」67.0%
  - 「心理カウンセリングの実施」26.9%と回答

【今後の取組】	関係部局
① 被害者の状況に応じたシェルター（一時保護機能）の確保と機能の拡充(拡充) 被害者の状況に応じたシェルター（一時保護機能）を確保し、被害者の安全を確保します。	健康福祉部
② 市町村の緊急保護体制等確保に向けた働きかけ 市町村と連携し、緊急時における被害者の安全確保の充実を行います。	健康福祉部
③ 警察等との連携による被害者を保護する施設の防犯機能の強化 警察等と連携し、被害者を保護する施設の安全確保体制を強化します。	健康福祉部 警察本部
④ 被害者の移送方法の確立及びその安全対策の強化 被害者にとって不安の大きい一時保護所までの移動については、市町村や保健所等と連携するとともに、被害者の状況等に応じ、警察と連携し、安全対策の強化を行います。	健康福祉部 警察本部
⑤ 被害者の特性に応じたカウンセリングの充実 心に深い傷を負った被害者の特性に応じ、一時保護期間中からカウンセリングの実施や医療機関の受診、さらに退所後も継続して心のケアを行います。	健康福祉部
⑥ 警察との連携によるストーカー被害者への支援 警察と連携し、状況に応じた被害者への安全確保を行います。	健康福祉部 警察本部

## 重点目標 6 DV家庭に育つすべての子どもへの支援

### 【現状と課題】

一時保護所に同伴する子どもたちは、子ども自身が暴力にさらされているだけでなく、家庭でDVを目撃すること（面前DV）により、心のダメージを受ける場合があることから、一時保護期間中も児童相談所等と連携した子どもの保護や心のケアの充実、さらに保育の実施や学習支援を行っています。

子どもの状況によっては退所後も要保護児童対策地域協議会と連携した切れ目のない心のケアの充実に加え、転居先保育所での随時入所や子どもの状況に応じた就学手続き等、被害者や子どもへの負担を軽減する柔軟な対応が必要です。

また、子どもが暴力、暴言を見聞きすることが、子どもの心に大きなダメージを与えることについて広く周知するとともに、子どもの面前で暴力行為を行った保護者へは、児童虐待対応機関（児童相談所、市町村等）による指導支援や常に子どもを身近で見守る学校の養護教諭や保育士などによる、DV家庭に育つすべての子どもに寄り添った支援の充実が必要です。

### ＜アンケート調査から＞

- |  |                    |
|--|--------------------|
| ○ 配偶者から行為を受けたとき、どうしましたか。                                 |                    |
| ・「別れたい（別れよう）と思ったが別れなかつた（別れていない）」                         | 36.6% (前回調査:43.0%) |
| ・「別れたい（別れよう）と思わなかつた」 43.8% (49.3%)                       |                    |
| ○ 相手と別れなかつた大きな理由は何ですか。 (複数回答可)                           |                    |
| ・「別れるほどのことではないと思った」 47.6% (49.3%)                        |                    |
| 特に女性では、  |                    |
| 「子どもがいるから、子どものことを考えたから（子どもの意思、親権、環境が気がかり）」 40.7% (45.1%) |                    |
| 「経済的な不安があった、生活していくめどが立たない」 33.9% (28.5%)                 | が多い。               |
| ○ 暴力等の行為を受けた（受けている）のを子どもが見た後、子どもに何か変化がありましたか。 (複数回答可)    |                    |
| ・「大人の顔色をうかがうようになった」 25.1% (42.1%)                        |                    |

### 【今後の取組】

【今後の取組】	関係部局
① DVが子どもに及ぼす影響について、地域で子どもに関わるあらゆる関係者に理解を促進 地域で子どもに関わるあらゆる関係者に対し、DVが子どもに及ぼす影響について、研修・啓発等を実施することで、DV家庭に育つすべての子どもへの理解を促進し、子どもへの適切な対応を支援します。	健康福祉部
② 要保護児童対策地域協議会と連携した子どもへの支援の充実 心のケア等支援の必要なDV家庭に育つ子どもには要保護児童対策地域協議会と連携し継続的な支援の充実を図ります。	健康福祉部

③ 子どもの面前で暴力行為を行った保護者への指導支援の強化（新規） 子どもの面前で暴力行為を行った保護者への児童虐待対応機関（児童相談所、市町村等）による指導支援を強化します。	健康福祉部
④ 一時保護所での同伴児童に対する支援の充実（拡充） 一時保護所での同伴児童に対し、学習支援やカウンセリングを実施するなど支援の充実を図り、加えて退所後も適切な支援が受けられるよう市町村や学校等への連絡票を作成し、継続した支援を進めます。	健康福祉部
⑤ 一時保護所を退所後も支援が受けられるよう避難先の市町村要保護児童対策地域協議会等と連携した切れ目のない子どもへの支援の充実 一時保護所の行動観察の結果、退所後も地域で継続的な心のケア等の支援が必要な子どもに対し、要保護児童対策地域協議会や学校等と連携するなど継続的な支援を行います。	健康福祉部
⑥ 保育所の優先随時入所や就学手続き等弹力的運用、加害者への対応等個人情報の適切な管理の徹底等の市町村等への働きかけ 保育所の優先随時入所や就学手続き等、子どもの状況等に応じた柔軟な対応や加害者からの問い合わせに対する対応等、被害者の状況に寄り添った対応を市町村や教育委員会へ働きかけます。	健康福祉部 教育委員会
⑦ 保育所・幼稚園、学校等における子どもの見守り・支援体制の充実 DVが子どもの心に及ぼす影響等への理解を深めるため、保育士・幼稚園教諭、養護教諭等への研修や啓発等の充実を図るとともに、府総合教育センターの電話・来所相談、学校におけるスクールカウンセラーや「まなび・生活アドバイザー」の活用などDV家庭に育つすべての子どもへの見守り支援体制の充実を図ります。	文化スポーツ部 健康福祉部 教育委員会

## 重点目標 7 外国人、障害のある人、高齢者の被害者への支援の充実 及び男性被害者、加害者への対応

### 【現状と課題】

外国人被害者は、言葉や文化の違いから社会の中でも孤立しやすく、相談窓口の存在を知らない場合があることから、外国語に翻訳した相談窓口案内の配布や外国人支援団体と連携した相談対応等を行っていますが、市町村等の相談窓口では、日本語が十分理解できないために自らの状況がうまく伝わらない場合があることから、適切な相談対応に向けた工夫が必要です。

障害のある人や高齢者は、DVが潜在化しやすい傾向にあり、障害者や高齢者の虐待相談窓口や福祉サービス等との連携による被害者の早期発見や支援が必要です。

また、男性からの相談も一定数存在しており、性別に関わらずDVに悩むすべての方のための相談窓口の設置が必要です。

【今後の取組】外国人被害者への支援		関係部局
① 外国人支援団体と連携した相談対応の充実	日本語を十分理解できない外国人被害者に対し、外国人支援団体等と連携し、さらなる相談対応の充実を行います。	健康福祉部
② 外国人被害者の母国語（翻訳）相談シートを活用した相談窓口での被害者支援	外国人被害者に対応できる母国語（翻訳）相談シートを作成・活用し、市町村DV相談窓口における外国人被害者への支援の充実を行います。	健康福祉部
③ 外国人被害者の母国語（翻訳）による支援制度や各種手続きの説明等を掲載したリーフレット等の作成	日本語を十分理解できない外国人被害者が、支援制度や各種手続を理解できるよう翻訳リーフレットを作成し、外国人被害者への支援の充実を行います。	健康福祉部

【今後の取組】障害のある人や高齢者の被害者への支援		関係部局
① 障害者・高齢者の虐待相談窓口との連携強化	市町村のDV相談窓口と障害者・高齢者虐待相談窓口との連携により、障害者や高齢のDV被害への迅速な対応を行います。	健康福祉部
② 障害者・高齢者施設等被害者に対応した一時保護委託の充実	障害のある方や高齢者等、被害者の状況に応じた一時保護委託先の充実を行います。	健康福祉部

【今後の取組】男性被害者や加害者への対応		関係部局
① DVに悩むすべての方のための相談窓口の設置（拡充）【再掲】		府民生活部 健康福祉部
② 被害者の状況に応じたシェルター（一時保護機能）の確保と機能の拡充（拡充）【再掲】		健康福祉部
③ 警察による指導・警告時等、加害行為への気づきを促す働きかけ【再掲】		警察本部
④ 加害への気づきを促す情報提供【再掲】		府民生活部
⑤ 加害者にも被害者にもならないための更生プログラムの実施（新規）【再掲】		府民生活部 健康福祉部

## 基本目標IV 自立のための継続的支援体制の確立及び関係機関の連携強化

### 重点目標8 支援策の充実・強化

#### 【現状と課題】

被害者が地域の中で社会的に自立をし、安心して生活するため、福祉、教育、労働（就労）、保健・医療等の関係機関等が支援をしていますが、被害者一人ひとりのニーズに合わせた切れ目のない支援を行うため、関係機関が連携し、一体となって支援していくことが必要です。

また、市町村は、被害者への支援制度やサービスの情報提供・相談の窓口となることから、支援制度等をまとめたマニュアルを作成・配布するなど市町村への支援も必要です。

#### ＜アンケート調査から＞

- 生活再建について被害者への支援策としてどのようなことが必要と考えますか。  
(複数回答可)
- ・ 「当面の財政的な支援（生活費の貸付け）」 25.8% (前回調査:14.0%)、  
「公的制度活用（生活保護や児童扶養手当支給に係る手続き）の迅速化」 19.8% (10.6%)  
と回答

今後の取組	関係部局
① 一時保護所退所時の母子生活支援施設等への自立支援計画の作成など 継続的な支援の充実  被害者の心理的支援と安定した生活支援が図れるよう、家庭支援総合センターで自立支援計画を作成し、一時保護所から母子生活支援施設等への継続した支援の充実を図ります。	健康福祉部
② 「DV被害者支援マニュアル（自立支援）」による市町村の支援体制への支援  支援制度等をまとめた「DV被害者支援マニュアル（自立支援）」を作成し、市町村における相談支援体制を支援します。	健康福祉部
③ 市町村における被害者支援コーディネーター配置への働きかけ  生活保護、教育、健康保険・年金等多岐にわたる被害者支援施策を的確に提供するため、相談段階から被害者に寄り添い、市町村内関係課につなぐ「被害者支援コーディネーター」の配置を働きかけます。	健康福祉部
④ 京都ジョブパーク等との連携強化による自立した生活へ向けた就労支援など、被害者一人ひとりの生活や状況に合わせた支援の充実（拡充）  被害者の一時保護所からの段階的な社会的自立に向け、京都ジョブパーク等との連携強化により、自立した生活へ向けた就労支援など、被害者一人ひとりの生活の状況に合わせた支援の充実を図ります。	府民生活部 健康福祉部
⑤ 府営・市町営住宅を活用した被害者の居住支援の充実  府営住宅における特定目的優先入居の継続実施・充実などにより被害者の居住支援を図るとともに、市町営住宅への優先入居の実施を働きかけます。	健康福祉部 建設交通部

## 重点目標9 生活の安定と心身回復へのサポート

### 【現状と課題】

被害者が地域の中で社会的に自立し、安心して生活するため、就労支援などに加え、長期にわたる暴力が引き起こす健康被害やPTSD（心的外傷後ストレス障害）などからの回復に向け、相談機関から専門的なカウンセリング機関につなぎ、継続的な支援をしています。

また、被害者が見知らぬ地域で生活を始める場合は、孤立することなく見守る地域生活センターによる寄り添い型の支援を行っており、今後も地域で継続した相談対応や必要に応じたアウトリーチによる支援を実施するなど見守り支援体制を充実していくことが必要です。

さらに、心のケアの必要な同伴児童に対しては、要保護児童対策地域協議会と連携した支援や市町村ごとに地域で活動する支援者と連携した支援が必要です。

【今後の取組】被害者の生活の安定と心のケア	関係部局
① 専門的なカウンセリングや精神的治療による心理的ケアの充実 被害者の心理的回復に時間を要するため、相談機関から身近な地域のカウンセリング機関や保健所等につなぐなど、継続的な心理的ケアの充実を行います。	健康福祉部
② グループワーク、ピア・カウンセリングによる心理的ケアの充実 同様の体験をしたDV被害者同士がお互いに共感しながら意見交換を行う心理的ケアにより「自助の力」を引き出す支援の充実を行います。	府民生活部
③ ひとり親家庭自立支援センターやハローワーク、ジョブパークにおける母子家庭の母や単身の被害者を含めた就業支援・職業訓練施策の充実 ひとり親家庭自立支援センターやハローワーク、ジョブパークでの就業支援等、被害者の状況に応じたきめ細やかな支援の充実を行います。	健康福祉部
④ 地域における日常生活や同伴児童の養育を支援する地域サポートの充実 ファミリーサポートセンターの活用等、被害者の日常生活や同伴児童の養育を地域で支援する体制の充実を行います。	健康福祉部
※ ピア・カウンセリング＝同質（類似）の問題をもつ者同士の分かり合い・支え合いにより潜在能力や可能性を取り戻そうとする活動。お互いが聞き役・話し役になって、必要な援助を与えあうもの	
⑤ 京都ジョブパーク等との連携強化による自立した生活へ向けた就労支援など、被害者一人ひとりの生活や状況に合わせた支援の充実（拡充）【再掲】	健康福祉部

【今後の取組】被害者や子どもを地域で見守る体制	関係部局
① 一時保護所退所後の被害者と子どもを含む家族に対する訪問支援の強化 (拡充) 一時保護所退所後も継続した相談対応や必要に応じたアウトリーチによる支援を実施します。	健康福祉部
② 被害者の社会的自立を身近な地域で支える「地域生活センター」の効果的な活用 一時保護所等退所後に地域で生活を始める被害者の不安を軽減するため、被害者を身近な地域で支える「地域生活センター」の効果的な活用を図ります。	健康福祉部
③ 地域母子会や民生児童委員等との連携による地域における被害者や子どもへの見守り・支援体制の充実 地域で活動を行う団体等（地域母子会や民生児童委員等）との連携を進め、被害者や子どもを地域で身近で見守る支援体制の充実を図ります。	健康福祉部

## 重点目標 10 関係機関の連携強化

### 【現状と課題】

被害者が早期に心身の回復を図るために、相談、保護から被害者の社会的自立まで、継続的支援が必要です。

このため、京都府においては、2011年3月に「配偶者等からの暴力に関するネットワーク京都会議」を設置し、「啓発」、「相談」、「保護・自立支援」の3つの部会の中で被害者支援の取組や意見交換を行っています。

【今後の取組】	関係部局
① 「配偶者等からの暴力に関するネットワーク京都会議」など関係機関の情報の共有化と被害者の相談、保護・社会的自立までの効果的かつ円滑な支援の実施のための連携・強化の充実  「配偶者等からの暴力に関するネットワーク京都会議」を活用し、関係機関がそれぞれ専門性を活かし、連携を図りながら被害者支援の充実を図ります。	府民生活部 健康福祉部
② 市町村におけるDV施策の推進・連携体制の整備への働きかけ  市町村のDV施策の推進にあたっては、関係機関との連携が促進されるよう働きかけます。	府民生活部 健康福祉部
③ 行政機関と民間支援団体等との機能やノウハウを活かした連携強化  行政機関と民間支援団体との連携を進め、民間支援団体の機能やノウハウを活かし、被害者の状況に対応した支援の充実を行います。	府民生活部 健康福祉部

## 基本目標V 被害者の状況に応じた支援体制の推進

### 重点目標11 民間支援団体との連携・支援

#### 【現状と課題】

社会福祉施設や民間支援団体は、既に被害者支援に大きな役割を担っており、今後も独自の機能やノウハウを十分に発揮できるよう、府はこれらの団体等と協働して被害者支援を行っています。

なお、被害者の状況によっては、民間支援団体等による対応が効果的な場合もあることから今後さらに民間支援団体等と協働を進め、相談、保護・自立支援体制の充実についても検討していく必要があります。

【今後の取組】	関係部局
① 被害者の状況に応じたシェルター（一時保護機能）の確保と機能の拡充（拡充）【再掲】	健康福祉部
② 民間支援団体等職員への体系的な研修による人材育成（拡充） 民間支援団体等の強みを活かした支援ができるよう、専門的な研修を行い、相談スキルや資質の向上を図ります。	健康福祉部
③ 被害者への支援制度等、民間シェルター等への情報提供による支援 民間シェルター等が適切な被害者支援が実施できるよう、被害者への支援制度等様々な情報提供を行います。	健康福祉部

## 重点目標 12 都道府県間の広域連携体制の充実

### 【現状と課題】

被害者をより安全に保護するため、時には、他の都道府県への一時保護や福祉施設等への入所による支援を行っています。

従来、個別に連絡・調整を図っていましたが、他の都道府県での一時保護の受入について、2007年7月に全国知事会による「配偶者からの暴力の被害者の一時保護に係る広域連携に関する申し合わせ」が取り決められ、被害者への支援や費用負担等について全国統一の取扱いがされるようになりました。

当該申し合わせの実効性の確保に向けては、都道府県間のみならず、市町村の協力が必要です。

【今後の取組】	関係部局
① 近隣府県との協議の実施や府県間の広域連携による効果的な被害者支援の実施  市町村と連携し、府県域を越えた被害者の送り出しや受入など保護手続が円滑にかつ被害者の安全確保が最優先に進むよう、支援の充実を行います。	健康福祉部

## 重点目標 13 苦情処理体制の整備

### 【現状と課題】

京都府が行う男女共同参画の推進に関する施策などについては、京都府男女共同参画推進条例に基づく苦情処理体制を整備しています。

また、DV相談支援センターにおいて一時保護所入退所者へのアンケートを実施し、苦情への対応を図るとともに、加害者に対しては警察等を含め、被害者保護の立場に立った対応を図っていますが、相談機関や一時保護機関、民間支援団体等での二次的被害を防止するため、職員に対する継続的な研修を行うとともに、市町村においても、被害者等からの苦情に対して適切な対応がとれるよう働きかけを行う必要があります。

【今後の取組】	関係部局
① 苦情の迅速、適切な処理体制の整備についての市町村に対する働きかけ  市町村やその他の関係機関において、被害者からの苦情に対し適切な対応がとれるよう、研修の充実を図るとともに、市町村に対して男女共同参画担当課と福祉担当部局との連携を図るなどの体制整備を働きかけます。	府民生活部 健康福祉部

<参考>

1 「配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・自立支援に関する計画（第3次）」改定に係る意見聴取会議 委員名簿

分野	氏名	現職
学識経験者	◎ 中村 正 ○ 桐野 由美子	立命館大学副学長 京都ノートルダム女子大学現代人間学部福祉生活デザイン学科 特任教授
支援機関等	井上 摩耶子 大島 麻子 桑原 仁美 芹澤 出 野田 峰子 富名腰由美子 本郷 俊明 三木 秀樹	ウィメンズカウンセリング京都代表 京都弁護士会両性の平等に関する委員会委員 (社) 京都府医師会理事 京都母子生活支援施設協議会会長(「野菊荘」施設長) 京都府DV被害者地域生活サポート (社) 京都犯罪被害者支援センター事務局長 京都府民生児童委員協議会会长 京都精神科医会副会長
行政機関	佐原 啓也 中川 直人 田原 孝一 入澤 今日子 田尻 雅也	京都市文化市民局共同参画社会推進部男女共同参画推進課長 亀岡市生涯学習部人権啓発課長 精華町住民部人権啓発課長 京都府警察本部生活安全部人身安全対策課人身安全企画官 京都府教育庁教育委員会指導部学校教育課人権教育室長

◎：座長 ○：副座長

(敬称略)

2 意見聴取会議開催状況

第1回 平成30年8月6日 京都府公館

・計画に基づく取組のまとめ、現状と課題に係る確認、意見交換

第2回 平成30年9月25日 京都府家庭支援総合センター

・府民意識調査の結果、相談業務の現状、改定の主な論点、意見交換

第3回 平成30年11月19日 京都府庁

・中間案について、意見交換